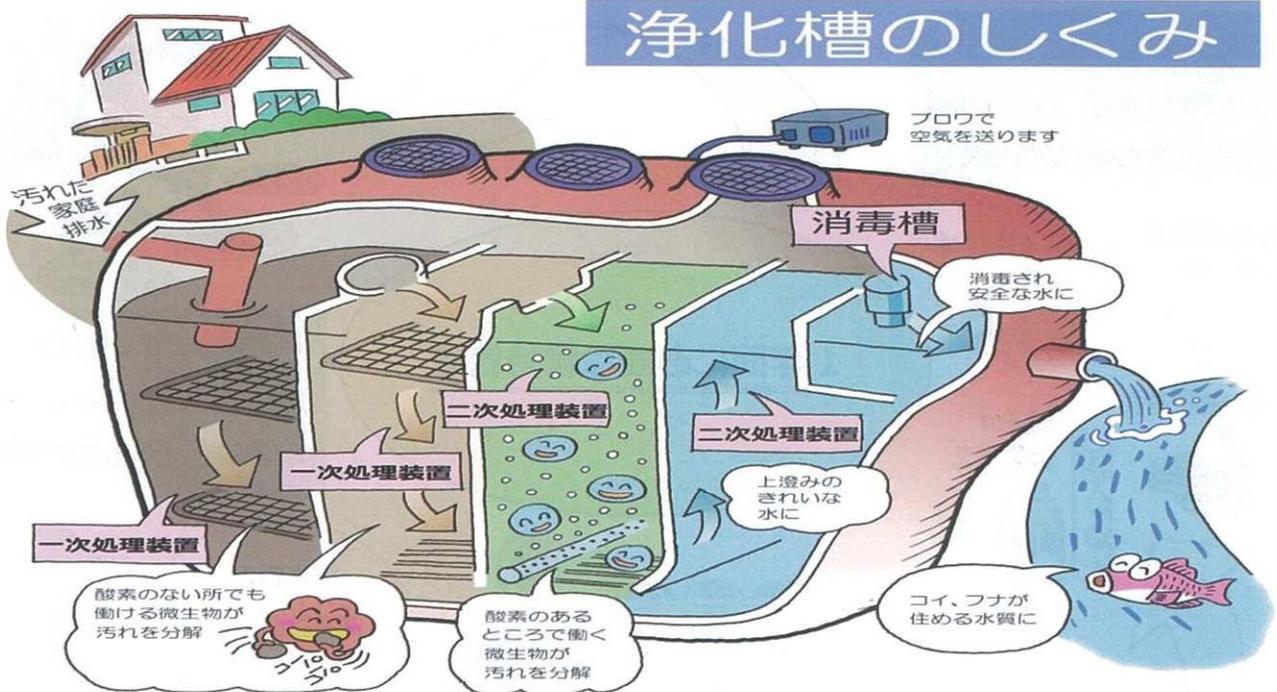


これが決まり!

これで決まり!

～浄化槽は生きています～

浄化槽は、微生物の働きによって、みなさんの家庭から出る生活排水の汚れをきれいにする装置です。身近な水環境を守るため、浄化槽の「決まり」を守って正しく使いましょう。



◎浄化槽内の微生物にダメージを与えないよう、日ごろの「決まり」を守ろう!!

浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の微生物が活発に働ける環境を整えておく必要があります。微生物にダメージを与えないよう、次の「決まり」を守りましょう。

★トイレでは

- トイレットペーパー以外のもの(例:紙おむつ、衛生用品、タバコの吸い殻等)を流さない
- 清掃には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない(中性のものを使用)

★台所では

- 食べ残しや野菜くず、天ぷら油などを流さない
- 食器の油污は新聞紙等でふき取る



★風呂場では

- カビ取り剤・漂白剤は適正量使う

★浄化槽では

- 送風機の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない



●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

維持管理・検査に関するお問合せは

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修



エコアクション21
認証番号 0002335